

特定疾患患者等見舞金支給事業の見直しについて

(1) 事業概要

昭和56年から、患者会等患者団体からの要望により、難病治療への精神的負担の軽減や医療費受給者証の毎年更新時にかかる経費の軽減のため、市単独事業として長野市特定疾患患者見舞金交付要綱を施行。その後、昭和63年に人工透析患者の通院時の交通費を補助するため、人工透析患者見舞金交付要綱を施行した。

両要綱とも、趣旨は難病患者等への見舞金であり、制度内容的にも類似していたため、平成7年に要綱を一本化するとともに、在宅酸素療法者への電気代を補助するため支給対象者を追加し、長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱を施行した。

- 1 支給額 年額15,000円
- 2 支給対象者
 - ①特定疾患医療受給者
 - ②先天性血液凝固因子障害等医療受給者
 - ③遷延性意識障害者医療費受給者
 - ④ウイルス肝炎医療費受給者
 - ⑤小児慢性特定疾患医療受診者
 - ⑥在宅酸素療法を行なっている者
 - ⑦慢性の腎疾患により人工透析を受ける者

(2) 事業見直しの理由

特定疾患患者等見舞金は、「難病については、国が調査研究対象としている難治性疾患130疾患のうち医療費給付対象となっている58疾患の患者」、「人工透析については、腎疾患患者のうち人工透析をうけている者」、「在宅酸素療法については、肺疾患患者のうち在宅酸素療法をうけている者」など、難病患者のうちの一部の患者のみを見舞金の支給対象としているため不公平感がある。

また、見舞金支給事業が開始された当時は障害者が受けられる福祉サービスは限定されていたが、現在は福祉サービスの種類も増え、本人や家族はニーズに合わせて必要な時に必要なサービスを受けることが出来るようになってきている。

さらに、現在国会において障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が審議されており、難病患者も福祉サービスの支給対象となり難病患者等ホームヘルプサービス事業等に加え、生活介護等の福祉サービスの拡充が予定されている。

このように、難病患者を含む障害者施策が生活の質の向上に重点を置いている中で、患者の病状や所得に関わらず用途を限定せずに一律額を現金支給している本制度が、創設から30年を経過し時代に沿わなくなっている。

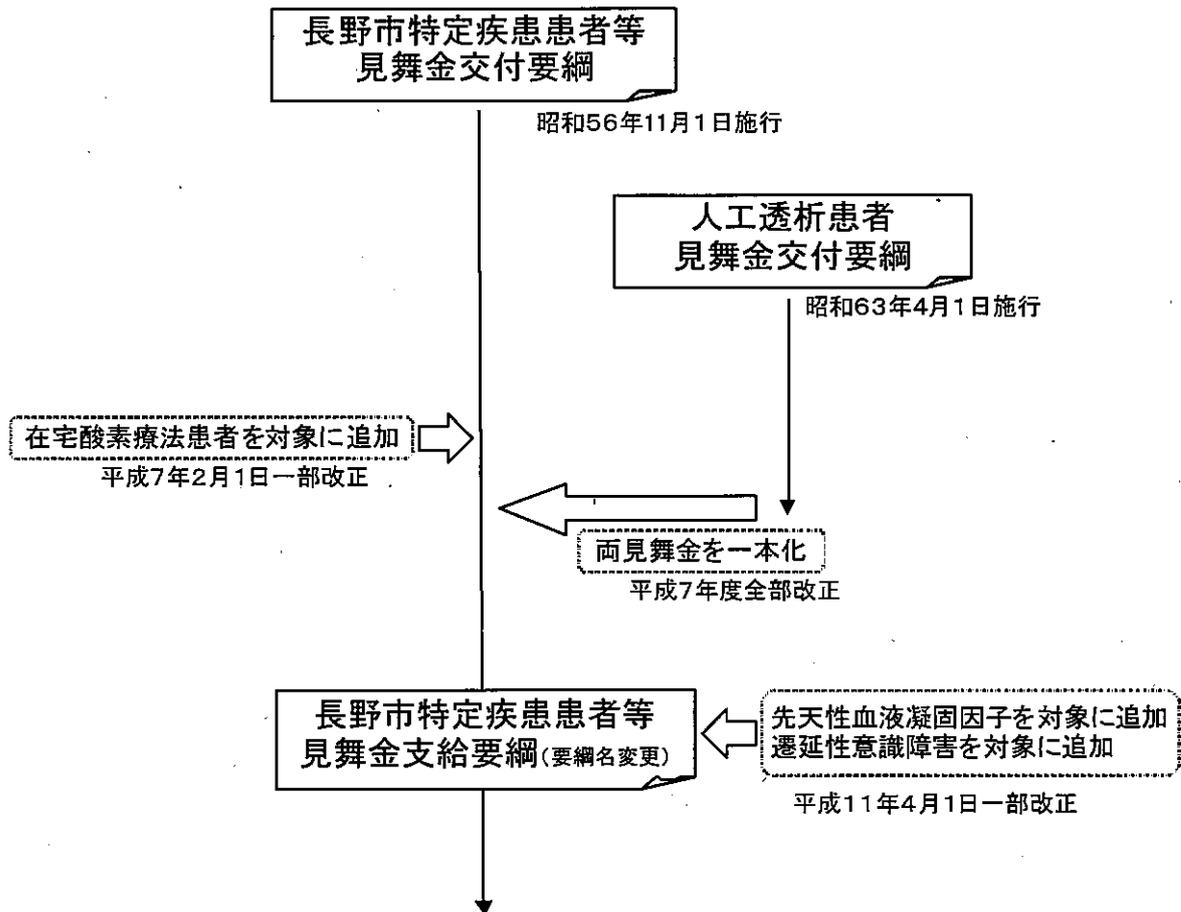
(3) 諮問内容

上記理由を踏まえ、支給対象者のうち①～⑤の対象者への見舞金支給事業の見直しについて、ご審議をいただきたい。

なお、⑥⑦は、平成23年4月策定の長野市障害者基本計画（H23～32）で事業継続としている。

特定疾患患者等見舞金の概要

1 経過



- 昭和三十六年十一月一日 長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の施行
 制定の経過等詳細は不明であるが、患者会等患者団体からの要望により、難病治療への精神的負担の軽減や医療費受給者証の毎年更新時に係る経済的負担の軽減のため制度化した模様。
- 昭和三十九年四月一日 人工透析患者見舞金交付要綱の施行
 人工透析患者の通院時の交通費の補助要望に基づき見舞金として支給したもの。
- 平成七年二月一日 長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の一部改正
 在宅酸素療法を行っている者を対象者に加える。
 在宅酸素療法者の電気代の助成要望があり、特定疾患患者等見舞金に含め支給することになった。

平成7年度

長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の全部改正

人工透析患者見舞金交付要綱を廃止し、現行の長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱と一本化した。

「特定疾患等医療受給者と在宅酸素療法患者」、「特定疾患等医療受給者と人工透析療法患者」、「在宅酸素療法患者と人工透析療法患者」の重複支給を可能にした。

平成11年4月1日

長野市特定疾患患者等見舞金交付要綱の一部改正

題名を長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱に改める。

先天性血液凝固因子障害と遷延性意識障害を対象疾患に加える。

先天性血液凝固因子障害については、特定疾患治療研究事業実施要綱から削除され、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱で取り扱われるようになったため。

遷延性意識障害は、県単独で医療費の公費負担の対象としているため。

2 対象

市内に1年以上住居する者で以下の①～⑦に該当するもの

①特定疾患医療受給者

特定疾患治療研究事業による特定疾患医療受給者証保持者

特定疾患治療研究事業は、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾病」として国が調査研究を進めている疾患(130疾患)のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患にかかっている患者に対して、医療保険での自己負担の医療費の全額または一部を公費負担する制度

根拠 (国)特定疾患治療研究事業実施要綱 (実施主体 県)

②先天性血液凝固因子障害等医療受給者

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業による先天性血液凝固因子障害等医療受給者証保持者

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業は、先天性血液凝固因子障害等患者の治療にかかる医療保険での自己負担の医療費の全額を公費負担する制度

根拠 (国)先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱 (実施主体 県)

③遷延性意識障害者医療費受給者

遷延性意識障害者医療費給付事業による遷延性意識障害者医療費受給者証保持者

遷延性意識障害者医療費給付事業は、遷延性意識障害者(遷延性植物状態者：引き続いて3ヶ月以上の間、意識障害等の状態である者)の保険医療費の自己負担分の一部を

公費負担する制度

根拠 (県)遷延性意識障害者医療費給付実施要綱 (実施主体 県)

県単独事業

④ウイルス肝炎医療費受給者

ウイルス肝炎医療費給付事業によるウイルス肝炎医療費受給者証保持者

長野県ウイルス肝炎医療費給付事業は、B型及びC型肝炎ウイルスに起因した慢性肝炎、肝硬変、ヘパトーム（肝がん）の患者の医療費（通院医療費については、フェブリノゲン製剤の使用認定者を除き、抗ウイルス療法のみを対象）の自己負担分の一部を公費負担する制度

根拠 (国)肝炎対策基本法 肝炎治療特別促進事業実施要綱 (実施主体 県)

県単独事業あり（抗ウイルス療法以外の療法）

⑤小児慢性特定疾患医療受診者

小児慢性特定疾患治療研究事業による小児慢性特定疾患医療受診券保持者

小児慢性特定疾患治療研究事業は、国が定める小児慢性疾患にかかり、長期の療養を必要とする児童に対して、指定医療機関における治療に要する医療費の一部を公費負担する制度

根拠 (国)児童福祉法第21条の5 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱 (実施主体 中核市)

⑥在宅酸素療法患者

低肺機能疾患に罹患している者のうち、医師の処方箋等により在宅酸素療法を行なっている者

⑦人工透析患者

特定疾病療養受療証保持者

費用が著しく高額な一定の治療を、著しく長期間にわたり継続しなければならない患者の経済的負担の軽減を図る制度

*①～⑤が健康課担当（平成18年度から）、⑥、⑦は障害福祉課担当

3 支給額 年額 15,000 円

4 支給実績

健康課支給分（特定疾患医療受給者等、上記対象者のうち①～⑤）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
見舞金支給件数(件)	2,098	2,192	2,209	2,380	2,594	2,673
支給額計(千円)	31,470	32,880	33,135	35,700	38,910	40,095

障害福祉課支給分（人工透析等、上記対象者のうち⑥、⑦）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人工透析(人)	411	443	495	511	533	556
在宅酸素(人)	367	372	374	391	410	407
対象者計(人)	778	815	869	902	943	963
支給額計(千円)	11,670	12,225	13,035	13,530	14,145	14,445

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

(平成24年3月13日 閣議決定)

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)